

災害時の対応について(保存版・掲示用) 川崎市立下小田中小学校 令和8年度5月版

	気象等の状況	保護者の対応	学校の対応	
			授業の扱い	出欠席
登 校 前	午前6時の時点で神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限りません)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが発表継続中の場合	登校させない	当日が臨時休業	欠席にはならない
	午前6時の時点で上記以外の警報(「大雨警報」「大雪警報」等)が出ている場合	天気の状態や通学路の状態をふまえ、保護者が安全と判断した場合に登校させる	原則として通常通りの授業日	天気の状況や通学路の状態をふまえ、保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはならない
	午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社が計画運休を実施している場合	登校させない	当日が臨時休業	欠席にはならない
	川崎市内のいずれかの地域(中原区とは限りません)で震度5強以上の地震発生	登校させない	当日と翌日が臨時休業 ※翌日が土日や祝日の場合は、翌授業日が臨時休業	欠席にはならない
	地震発生(震度5弱以下)	「臨時休業です」と連絡した場合	学校からの連絡があった場合は臨時休業	欠席にはならない
		連絡なし	連絡がない場合は、休業ではない	児童の安全について保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはならない
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する	臨時休業とするかどうかは学校で判断して連絡する	臨時休業になった場合、欠席にはならない
午前6時の時点で降灰予報が発表継続中の場合	登校させない	当日が臨時休業	欠席にはならない	
登 校 後	「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報	学校から連絡があれば、その内容に応じて対応する。保護者の判断で引取を行うこともできる	原則として通常通り	早退にはならない
	神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限りません)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが発表された場合	学校からの連絡により対応する	授業の繰り上げ措置 翌日が臨時休業	早退にはならない
	川崎市内のいずれかの地域(中原区とは限りません)で震度5強以上の地震発生	児童の引き取り	授業の繰り上げ措置 翌日が臨時休業	早退にはならない
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する	臨時休業とするかどうかは学校で判断して連絡する	臨時休業になった場合、欠席にはならない
	降灰予報が発表された場合	学校からの連絡により対応する	授業の繰り上げ措置 翌日が臨時休業	早退にはならない

◆学校からの連絡は、原則としてメール配信ミマモルメで行います。メールアドレスの変更でメール配信が届かないことがあるのでアドレスを変更されたら、すぐにミマモルメの再登録をしてください。

◆上記以外の理由で教育活動の安全確保を図るために、臨時休業とする場合があります。

◆「わくわくプラザ」は、小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。